

新型インフルエンザ対策に係る経済産業省の今後の取組

平成20年9月18日

経 済 産 業 省

1. 全般

昨年3月に当省関連の事業者団体・企業に対して行った注意喚起、行動計画策定の要請のフォローアップを実施する。

(参考) 経済産業省のこれまでの主な取組

○経済産業省新型インフルエンザ対策に関する行動計画

(平成19年3月経済産業省新型インフルエンザ対策本部決定)

○関係事業者団体等に対する注意喚起(平成19年3月:964団体等向け)

○ライフライン関係事業者に対して、行動計画等の策定を要請(平成19年3月)

これまでに、

・電力・原子力(含、燃料加工)等:16社

・都市ガス:211社のうち161社^注

・石油精製:1グループ・15社

}において計画策定済

・簡易ガス、LPガス、石油流通に関しては、業界団体レベルで計画策定ないし計画策定を検討

また、主要製造事業者の約2割の企業が計画等を策定済。作業中／検討中の者も含めると約6割の事業者が何らかの取組を実施。

2. ライフライン対策

- ライフライン関係事業者に対して、新型インフルエンザ発生時における事業継続計画(BCP)の策定を促進する。
- 中小のエネルギー関係事業者による行動計画、BCPの策定等の取組を支援するため、事業者に対する啓発や、「中小企業BCP策定運用指針」の周知に努める。

^注 未策定事業者(50社)についても、48社は本年中、2社は来年3月までに策定予定。

3. 生活必需品対策

- 社会機能維持に関わる生活必需品の関係事業者（調達・製造・物流・販売）に対して、BCPの策定を促進する。また、BCP策定を支援するため、「中小企業BCP策定運用指針」の周知に努める。

4. 中小企業対策

- 社会機能維持に関わる事業等を行っている事業者のBCP策定等の取組を支援するため、「中小企業BCP策定運用指針」の見直しを行うとともに、その他必要な支援策を検討する。
- 新型インフルエンザ発生時における中小企業向け金融対策を実施する。

5. その他

- 職員・庁舎対策を進める。
（庁舎内で新型インフルエンザが発生した場合の二次感染防止等のための対応、業務継続に必要な庁舎設備の維持等の要員確保、業務を継続する職員用の食料・水等の備蓄、パンデミック時の警備体制の構築等）
- 新型インフルエンザ流行時に、各種規制に事業者が対応できない可能性があることから、当省所管法令について、事業者からの要望も踏まえつつ、対応を整理していく。